

(20) 新株予約権の行使により取得した株式の取得価額

48—6の2 新株予約権の行使により取得した株式（発行法人から与えられた令第84条第3号又は第4号に掲げる新株予約権で同条の規定の適用を受けるものの行使により取得したものを除く。）1株当たりの取得価額は、次の算式により計算した金額によるものとする。

(算式)

$$\text{株式1株当たりの払込金額} + \frac{\text{当該新株予約権の当該行使直前の取得価額}}{\text{当該行使により取得した株式の数}}$$

【解説】

新株予約権の行使により取得した株式の取得価額については、所得税法施行令第109条第1項において規定されている。

また、その取得価額については、その払込みをした金銭の額に当該新株予約権の取得価額を加算した金額と規定されている（同項第1号）。

本通達は、新株予約権の行使により取得した株式1株当たりの取得価額の計算方法を留意的に示したもの。

【改正の趣旨】（省略）